

板寄せ直前における大口注文取消等の一部禁止について

株式会社大阪取引所

- 以下の大口注文（始値や終値に影響を及ぼさない価格帯の注文を除く。）の訂正・取消しを原則禁止とします。

1 対象商品

日経平均株価指数先物取引（Large・Miniの全限月）

2 対象時間帯

始値・終値の決定直前の1分間

(8:59~9:00、15:14~15:15、16:29~16:30、2:59~3:00)

3 数量

日経平均株価指数先物取引	右記以外の時間帯	2:59 am~3:00 am
Large	250 単位以上	125 単位以上
Mini	500 単位以上	250 単位以上

(小口にスライスした場合は売・買別に合算する。)

- 上記の取消し等であっても、以下の事例のようにその理由等が取引参加者を通じて大阪取引所に合理的に説明された場合については、禁止の適用除外とします。

適用除外の事例	備考
① 板寄せ直前に、明らかに相場状況が大きく変わるようなニュースが流れたことによりやむをえず行われた注文の訂正・取消し。	ただし、他市場参加者がほとんど反応しないにもかかわらず、特定の市場参加者のみがこれを理由に訂正・取消しを行った場合は詳細な資料の提出等を求めます。
② OSE の日経平均株価指数先物取引 Large と Mini に買注文（売注文）を出していたものの、一方が安く買える（高く売れる）状況であったため、他方の注文を取り消した場合。	ただし、一方の注文が約定している若しくは板寄せ終了後まで残っていることを条件といたします。
③ OSE の日経平均株価指数先物取引（Large・Mini）と国内外の様々な商品の間で裁定取引を行った場合で、かつ、そのときの他の商品への発注状況や価格等についての具体的かつ合理的な説明がなされる場合。	ただし、左記条件を満たしている場合でも、頻繁に繰り返される場合には、具体的な投資戦略を確認させていただき、注文の訂正・取消しに係る詳細な資料の提出等を求めることがあります。また、投資戦略に基づいた発注等の態様によっては、その発注等の方法を変えていただくなどの対応が必要となる場合があります。

④ ロールオーバーのための注文や他の商品のヘッジを目的とした注文を合理的な理由により取り消した場合。	
⑤ 誤った内容で発注した注文を訂正・取消ししたものであることが明確に説明された場合。	ただし、誤注文であるとの理由であっても、同じことが頻繁に繰り返された場合は、詳細な調査を行います。
⑥ 板寄せ時の価格形成に影響を与えるおそれが低いと考えられる注文の訂正・取消しの場合。	
⑦ 上記のほか、注文の訂正・取消しについて具体的かつ合理的な説明が行われ、OSE が適当と認めた場合。	

- 禁止される注文の訂正・取消しが行われた場合、大阪取引所は、取引参加者に対して、顧客が繰り返し同様の行為を行うことがないように、取引参加者から顧客に口頭で注意喚起を行っていただくことを要請します。また、その後も同様の行為が繰り返し行われた場合、改善策などを記載した経緯書の提出を求めるなど、厳正に対処します。

- 2011年12月12日から実施

以 上